

山梨県建設リサイクル推進計画2016

平成28年4月

山 梨 県

目次

ページ

第1章 本計画の位置づけ	1
1 背景	
2 計画策定の趣旨	
3 計画の対象	
4 計画のフォローアップ	
5 建設リサイクル推進対策の経緯	
6 建設副産物の定義	
第2章 山梨県における建設リサイクルの現状と課題	4
1 建設廃棄物	
2 建設発生土	
3 目標設定	
第3章 山梨県における重点施策	22
1 建設発生土の利用促進	
2 建設汚泥の利用拡大	
3 建設発生木材の利用促進	
4 建設混合廃棄物の再資源化・縮減の促進	
第4章 重点施策以外に取り組むべき施策	24
1 情報管理と物流管理	
2 関係者の連携強化	
3 理解と参画の推進	
4 建設リサイクル市場の育成	
5 技術開発等の推進	
6 建設副産物の発生抑制	
7 現場分別	
8 再資源化・縮減	
9 適正処理	
10 再使用・再生資材利用	

第1章 本計画の位置づけ

1 背景

天然資源が極めて少ない我が国が持続可能な発展を続けていくためには、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取り組みを充実させ、廃棄物などの循環資源が有効に利用・適正に処分される「循環型社会」を構築していくことが引き続き必要である。

これまで、「再生資源の利用の促進に関する法律」（平成3年制定、平成12年に「資源の有効な利用の促進に関する法律」へ改正）の趣旨を踏まえ、建設副産物のうち排出量や最終処分量で大きな割合を占めていたアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生土を重点対象品目とし、これらの発生主体及び利用主体である公共工事を主な対象として「リサイクル原則化ルール」等の「規制的手法」を中心とした施策を推進してきた。

また、平成12年には、「循環型社会形成推進基本法」が公布され、3R、熱回収、適正処理の優先順位が明確にされるとともに、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下、「建設リサイクル法」という。）によって、平成14年度以降にはコンクリート、木材、アスファルト・コンクリートを対象とする特定建設資材廃棄物の分別解体、再資源化が義務付けられた。

山梨県では、平成15年3月に「山梨県建設リサイクル推進計画」（計画期間：平成15年度～平成22年度）を策定し、これに基づく各種施策を実施し、建設リサイクルを推進した結果、建設廃棄物の再資源化・縮減率が、平成12年度の89.8%から平成20年度には98.2%と大幅に向上し、一定の成果を上げた。

さらに、平成23年3月に「山梨県建設リサイクル推進計画2011」（計画期間：平成23年度～平成27年度）（以下、「旧計画」という。）を策定し、「①建設工事に携わる関係者の結びつき強化による建設リサイクルの推進」、「②持続可能な社会を実現するため、他の環境政策との横断的取組の推進」、「③民間の創意工夫が活かされた建設リサイクルの推進」の3つの基本的考え方にに基づき、各種施策を実施し、建設リサイクルを推進した結果、建設廃棄物の再資源化・縮減率が、平成24年度には99.0%と向上した。

しかし、建設副産物のリサイクルが着実に成果を挙げている一方で、3Rの第一に掲げられる発生抑制については、平成24年度の県内の建設廃棄物の排出量が平成20年度より1.4%増加しており、その取り組みは十分とはいえない。

また、不法投棄に関しては、環境省が公表している「産業廃棄物の不法投棄等の状況」によると、全体としてかなり減少してきており、適正処理の徹底が図られてきているものと評価できるが、不法投棄量・不適正処理量の約75%（平成24年度：全国）を建設系廃棄物が占めていることから、引き続き適正処理の推進が求められる。

今後、県内では、中部横断自動車道の一層の整備促進やリニア中央新幹線関連工事の本格化とともに、高度経済成長期に建設された橋梁や道路など社会資本の維持管理・更新時代の到来により、建設副産物の発生量が増加することが想定される。

このような状況を踏まえ、今回、新たな建設リサイクル推進計画を策定し、建設副産物の発生抑制、再使用、再資源化・縮減、再生資材の利用促進及び建設発生土の有効利用等を計画的に推進していく必要がある。

2 計画策定の趣旨

前述の背景のもと、山梨県における建設リサイクルをさらに推進するため、新たに「山梨県建設リサイクル推進計画2016」（以下、「本計画」という。）を策定する。

3 計画の対象

本計画は山梨県発注工事や市町村発注工事を直接の対象としているが、民間などが行う建設工事においても、機会を捉えた啓蒙・普及を通じて「理解と参画」を図り、本計画が反映されるよう努力する。

なお、本計画の計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とする。

4 計画のフォローアップ

①実施方法

本計画に示した目標の達成状況及び取り組み・施策の実施状況は、フォローアップ調査や従来からの建設副産物実態調査等により、把握・評価する。

②計画の見直し

本計画は、フォローアップの結果や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

5 建設リサイクル推進対策の経緯

循環型社会構築に向けた法体系図及び国・山梨県における建設リサイクル推進対策の経緯は、次のとおりである。

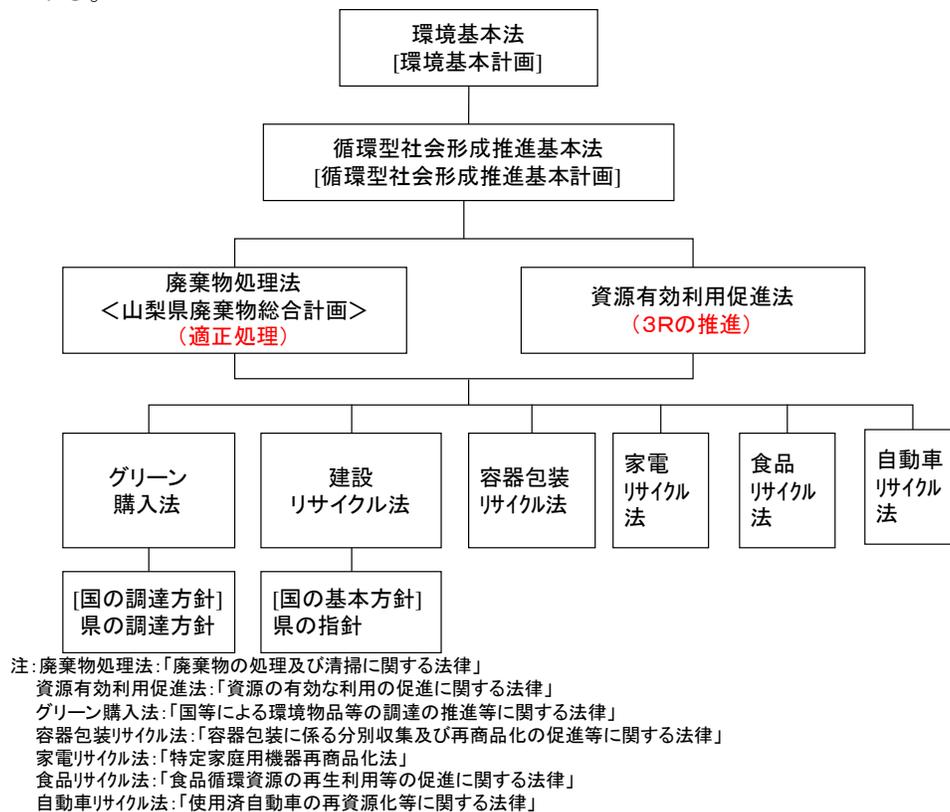


図1-1 循環型社会構築に向けた法体系図

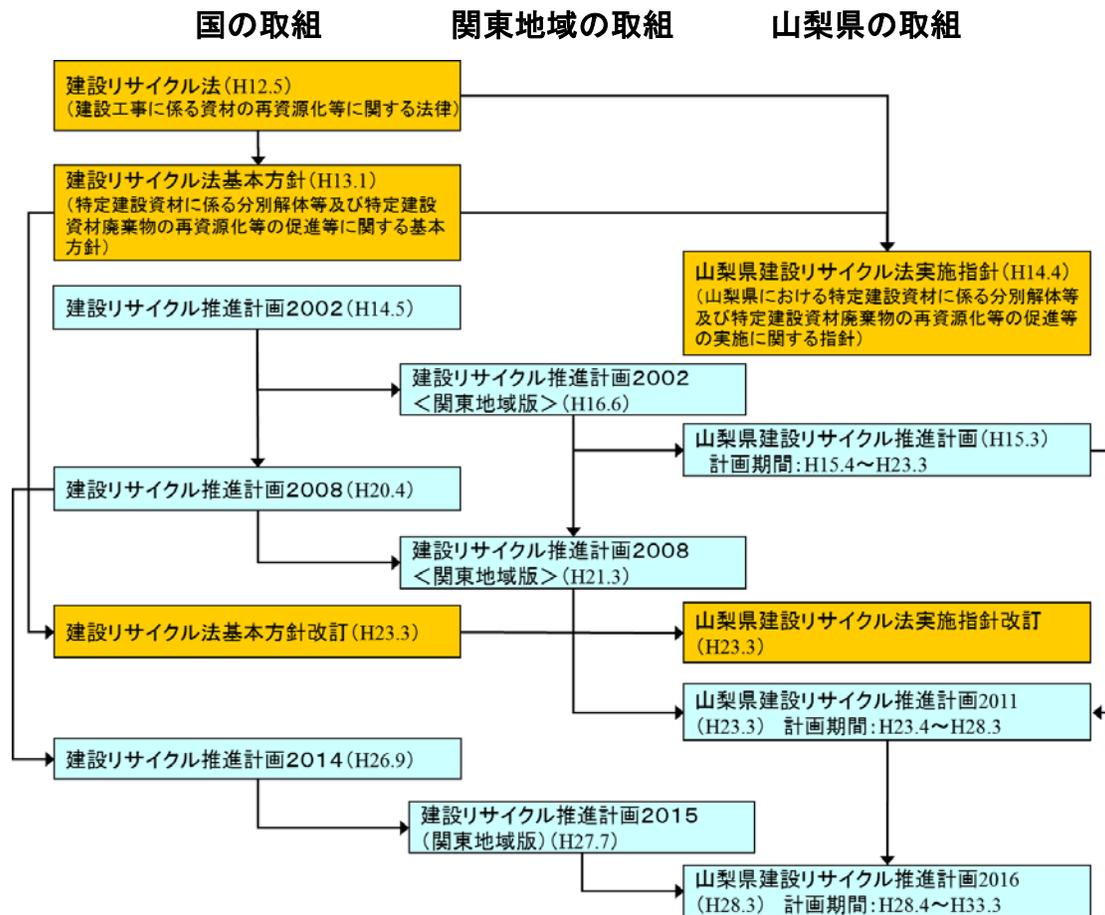


図 1-2 建設リサイクル推進対策の経緯

6 建設副産物の定義

建設副産物とは、建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、「再生資源」及び「廃棄物」を含むものである。「再生資源」とは、「原材料として利用できるもの」または「利用の可能性のあるもの」をいう。建設発生土は「再生資源」であり、「廃棄物」ではない。

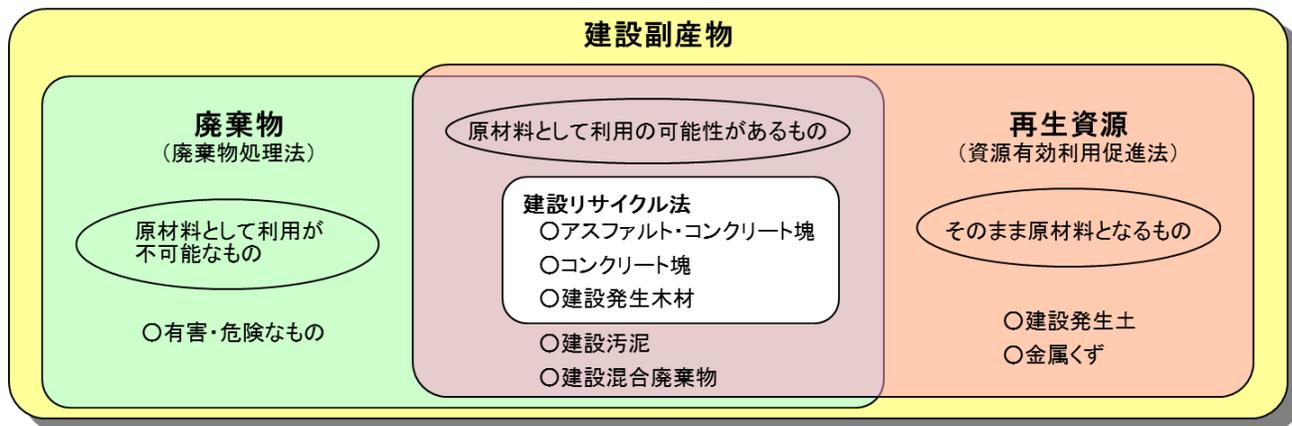


図 1-3 建設副産物と再生資源、廃棄物との関係

第2章 山梨県における建設リサイクルの現状と課題

1 建設廃棄物

(1) 建設廃棄物排出量等の状況

全産業廃棄物に占める建設業の産業廃棄物排出量は約3割を占めている（平成26年度山梨県産業廃棄物実態調査結果（平成25年度実績結果））。

また、平成24年度建設副産物実態調査によると、建設廃棄物の排出量は、平成24年度で58.4万トンとなっており、このうちアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊で全体の85%、49.8万トンを占めている。次いで、建設発生木材^{注1)}、建設汚泥^{注2)}、建設混合廃棄物^{注3)}となっている。

注1) 建設発生木材：建設工事から発生する建設発生木材（柱、ボードなどの木製資材が廃棄物となったもの）及び伐木材、除根材

注2) 建設汚泥：建設工事に係る掘削工事から生じる泥状の掘削物および泥水のうち「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する産業廃棄物として取り扱われるもの

注3) 建設混合廃棄物：建設廃棄物が混合状態となったもの

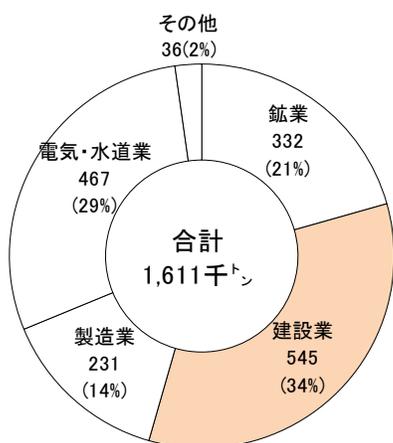


図2-1 産業廃棄物における業種別排出量

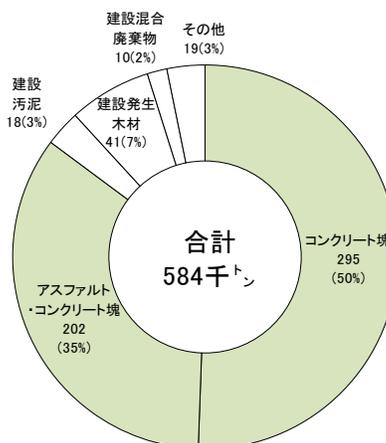


図2-2 品目別建設廃棄物排出量

建設廃棄物の排出量のうち公共土木工事が63%を占めており、公共工事における取り組みが重要であることを示している。

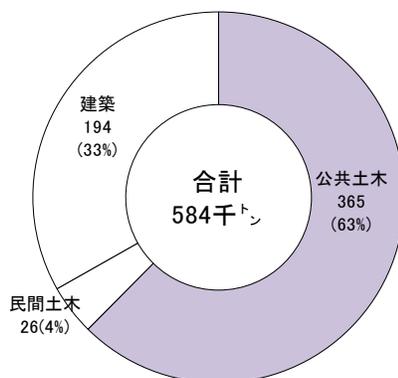


図2-3 工事区分別建設廃棄物排出量

平成24年度における建設廃棄物の再資源化率^{注4)}又は再資源化・縮減率^{注5)}をみると、下図2-4よりアスファルト・コンクリート塊の再資源化率は99.9%、コンクリート塊の再資源化率は99.9%となっている。

また、建設発生木材の再資源化率は95.1%、再資源化・縮減率が99.5%、建設汚泥の再資源化・縮減率は87.6%、建設廃棄物全体の再資源化・縮減率は99.0%となっており、一定の成果を上げたと言える。

注4) 再資源化率：工事現場から排出された建設廃棄物の重量に対する再資源化されたものの重量の百分率

注5) 再資源化・縮減率：工事現場から排出された建設廃棄物の重量に対する再資源化及び脱水、乾燥、焼却などにより容積が縮減されたものの重量の百分率

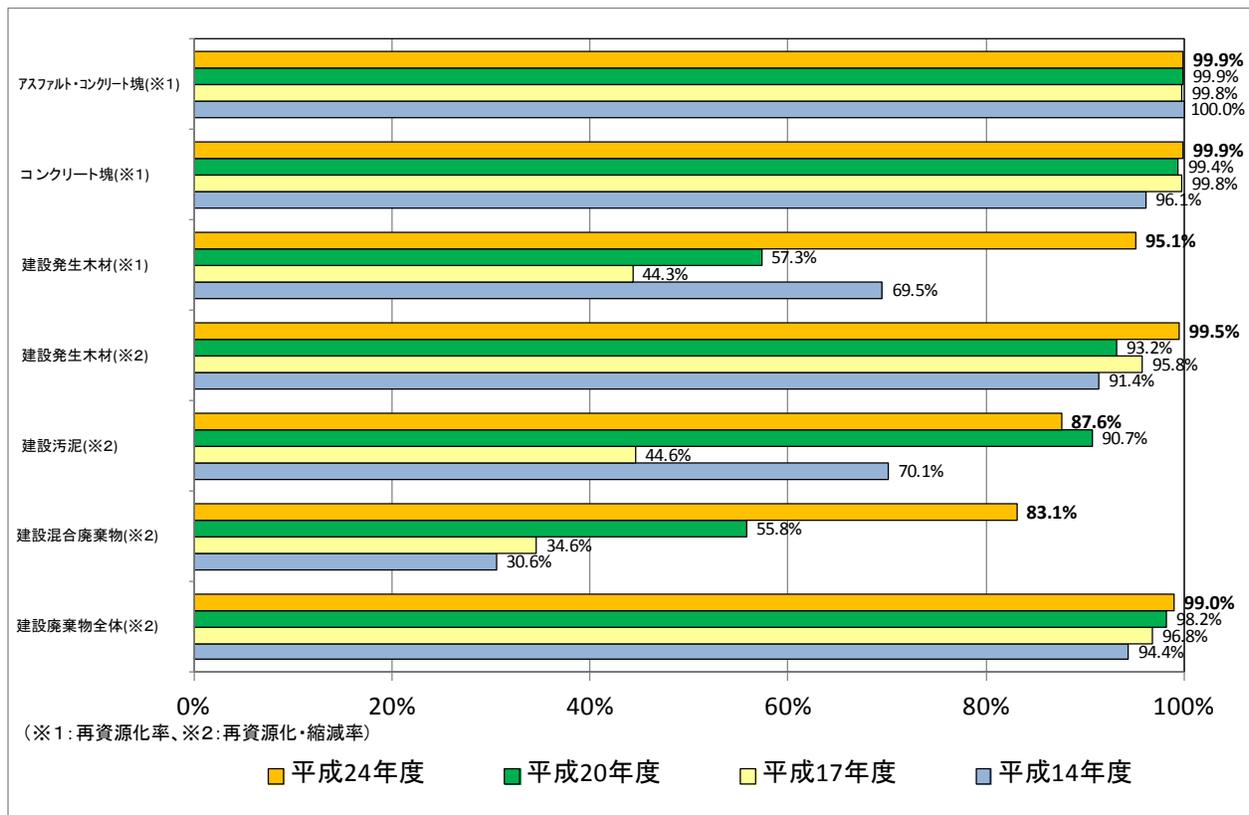


図2-4 品目別再資源化率、再資源化・縮減率

(2) アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊について

①再資源化率の評価

建設副産物実態調査結果より、発注区分別のアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊の再資源化率は、下記の表・図のとおりとなっている。

平成24年度の山梨県全体では、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊ともに、旧計画で定めた平成24年度目標値（99%以上）を達成している。

表2-1 発注区分別アスファルト・コンクリート塊の再資源化率

	発注区分				公共土木	民間土木	新築・増改築	解体	修繕	合計
	国	特殊法人	県	市町村						
H14	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-	100.0%
H17	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%
H20	100.0%	100.0%	99.7%	100.0%	99.9%	99.9%	100.0%	100.0%	100.0%	99.9%
H24	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%

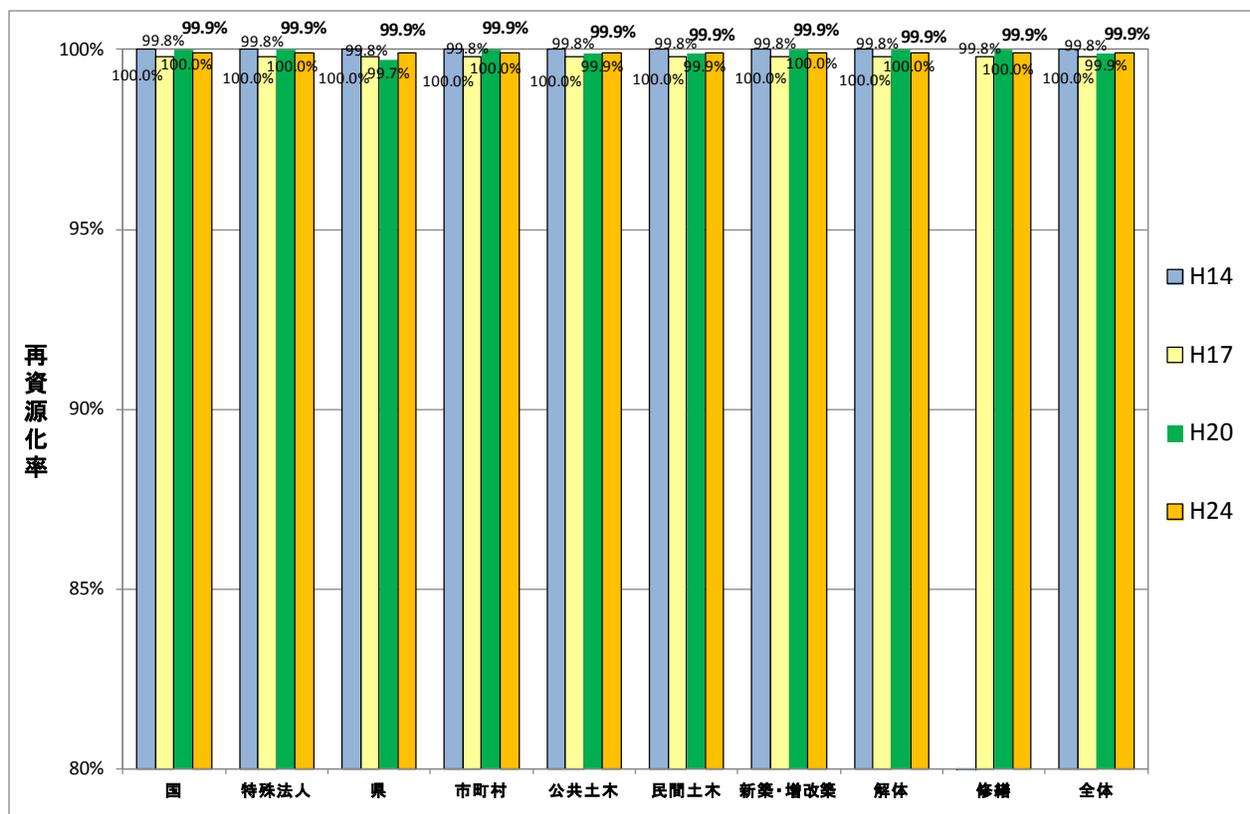


図2-5 発注区分別アスファルト・コンクリート塊の再資源化率の推移

表2-2 発注区別コンクリート塊の再資源化率

					公共土木	民間土木	新築・増改築	解体	修繕	合計
	国	特殊法人	県	市町村						
H14	100.0%	100.0%	99.9%	100.0%	100.0%	30.0%	100.0%	100.0%	-	96.1%
H17	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	98.4%	99.7%	99.8%	99.8%	99.8%
H20	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	98.3%	94.5%	100.0%	100.0%	99.4%
H24	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%

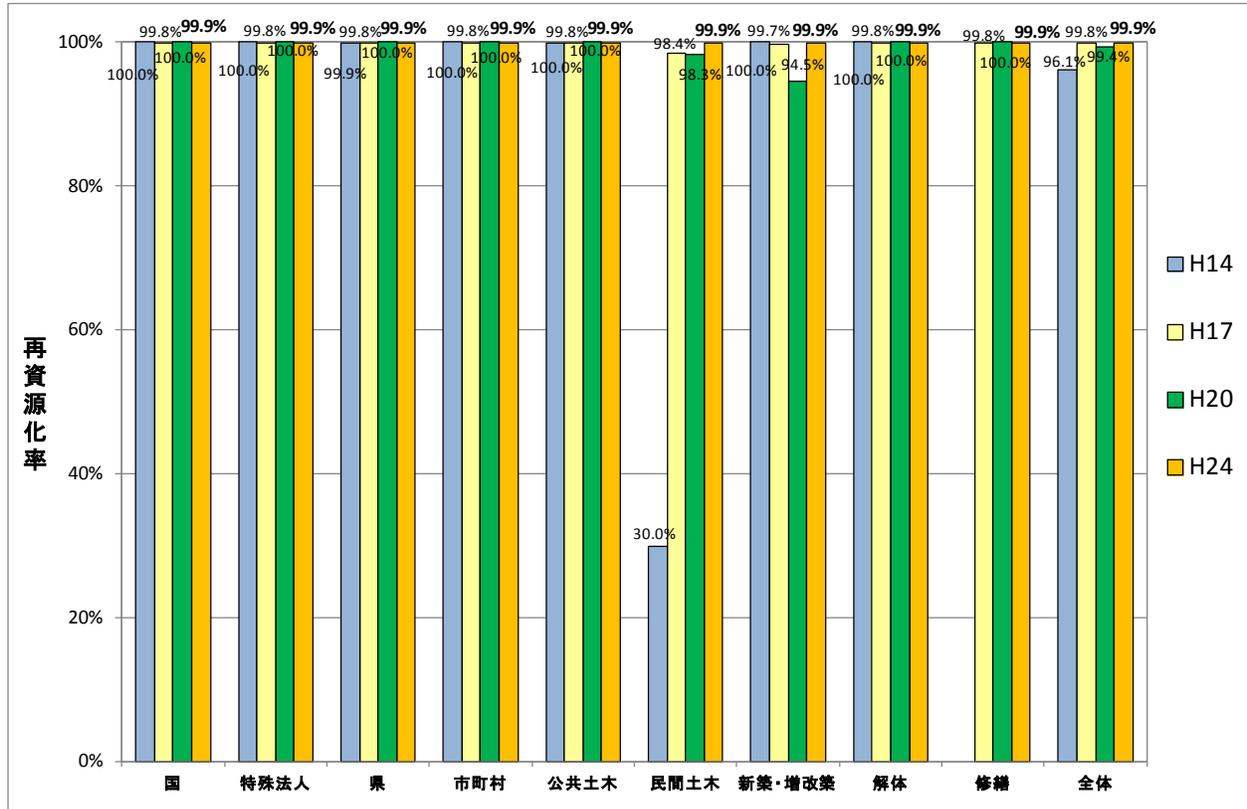


図2-6 発注区別コンクリート塊の再資源化率の推移

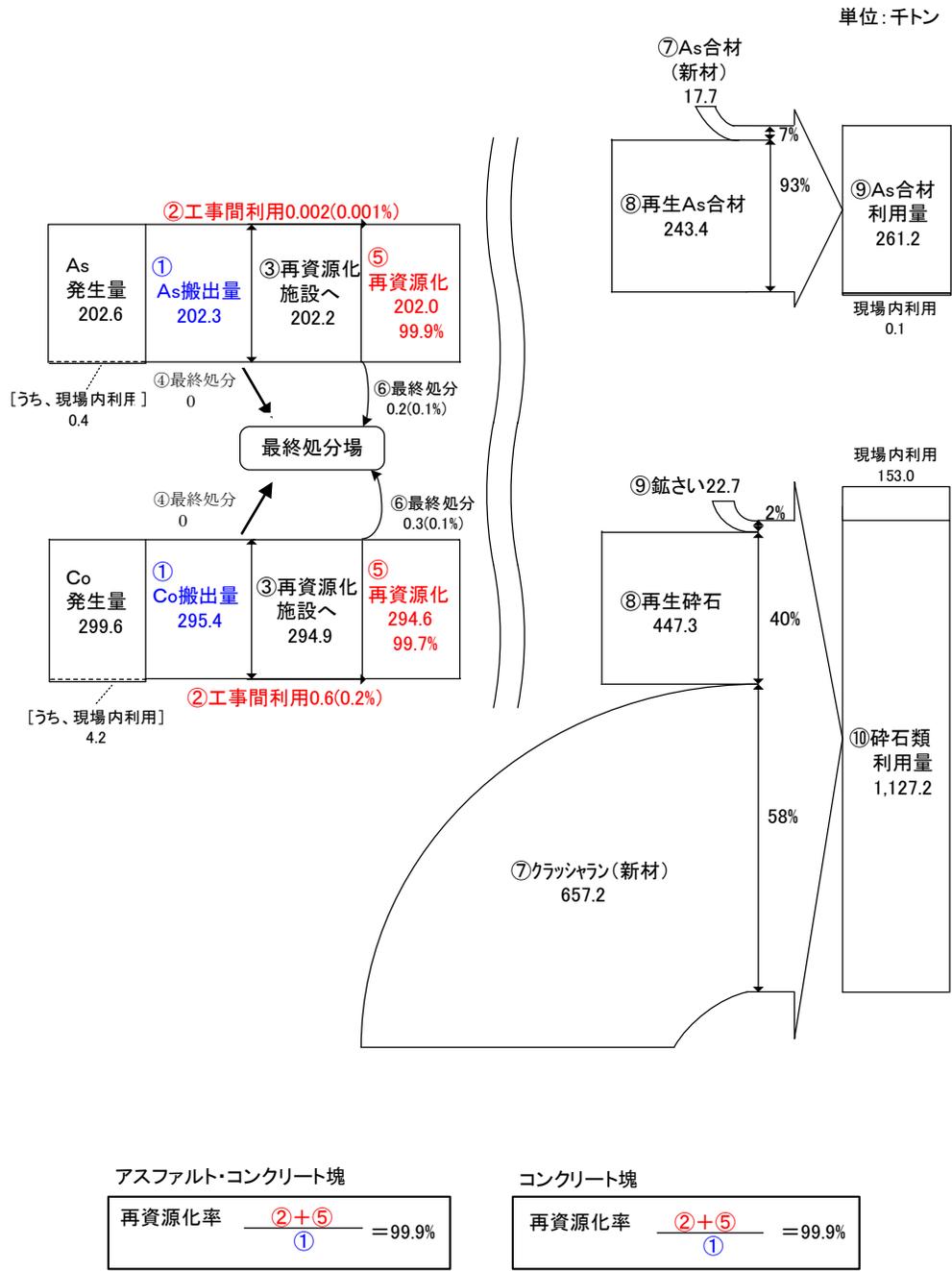


図2-7 アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊のリサイクルフロー(平成24年度)

②課題

今後、高度経済成長期以降に集中的に整備された社会資本が一斉に更新時期を迎えることにより、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊の排出量が増加する一方で、新設道路工事の減少に対し、維持管理型工事が増大することから、再生砕石の需要が減り、需給バランスが崩れる可能性も考えられ、新たな再生利用先の確保が必要である。

(3) 建設発生木材について

①再資源化率の評価

建設副産物実態調査結果より、発注区分別の建設発生木材の再資源化率は、下記の表・図のとおりとなっている。平成24年度の山梨県全体では、旧計画で定めた平成24年度目標値(65%)を達成している。

表2-3 発注区分別建設発生木材の再資源化率

	発注区分				公共土木	民間土木	新築・増改築	解体	修繕	合計
	国	特殊法人	県	市町村						
H14	-	100.0%	48.5%	66.7%	56.0%	100.0%	59.8%	86.5%	-	69.5%
H17	45.6%	6.2%	52.4%	30.5%	44.9%	45.2%	46.6%	41.4%	8.1%	44.3%
H20	48.7%	70.4%	62.5%	47.8%	57.7%	28.2%	53.6%	60.5%	63.4%	57.3%
H24	87.0%	96.9%	96.5%	96.4%	95.2%	76.1%	96.1%	96.4%	96.5%	95.1%

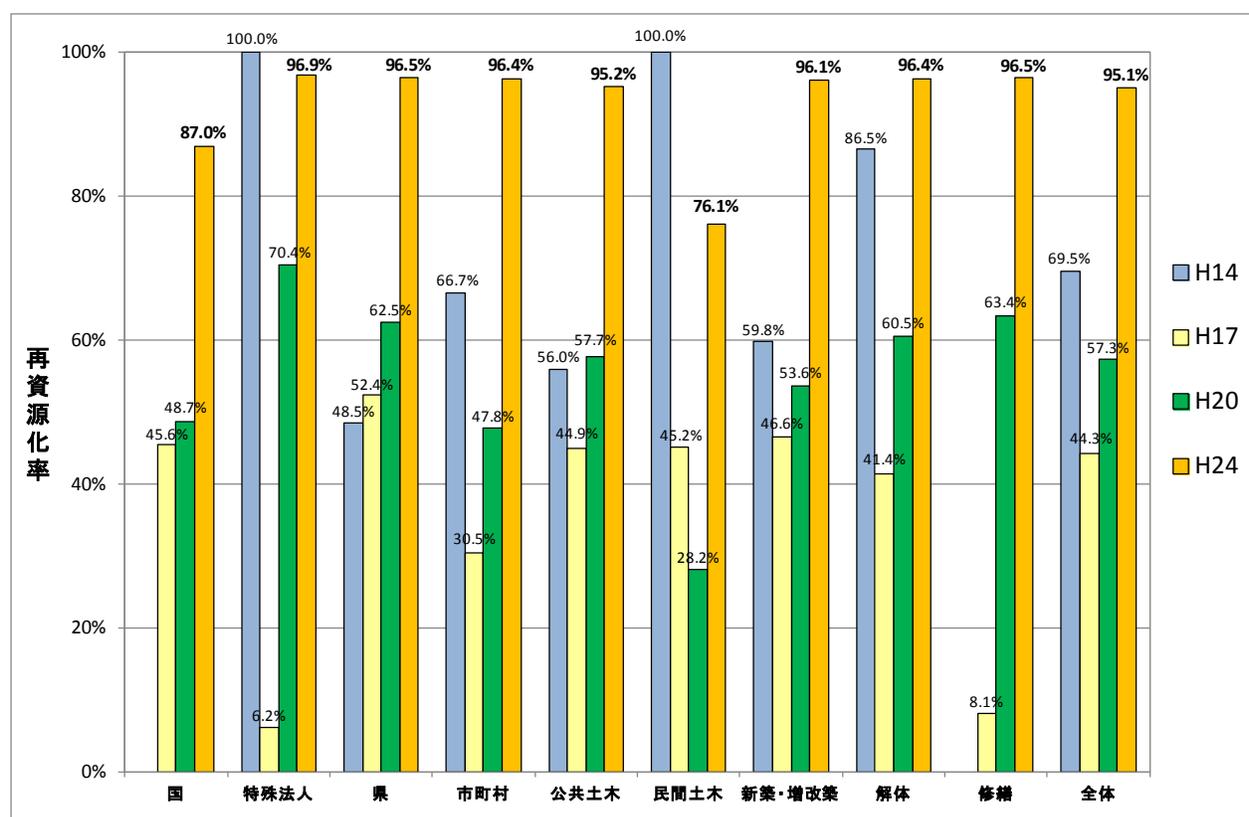


図2-8 発注区分別建設発生木材の再資源化率の推移

②再資源化・縮減率の評価

建設副産物実態調査結果より、発注区分別の建設発生木材の再資源化・縮減率は、下記の表・図のとおりとなっている。平成24年度の山梨県全体では、旧計画で定めた平成24年度目標値（95%）を達成している。

表2-4 発注区分別建設発生木材の再資源化・縮減率

	発注区分				公共土木	民間土木	新築・増改築	解体	修繕	合計
	国	特殊法人	県	市町村						
H14	-	100.0%	63.6%	100.0%	76.0%	100.0%	93.5%	97.8%	-	91.4%
H17	96.8%	66.9%	96.4%	94.2%	95.6%	96.3%	95.0%	96.0%	26.1%	95.8%
H20	76.0%	96.3%	97.4%	94.0%	94.4%	79.9%	85.1%	97.3%	98.1%	93.2%
H24	97.3%	99.9%	99.7%	99.7%	99.4%	97.3%	99.6%	99.7%	99.7%	99.5%

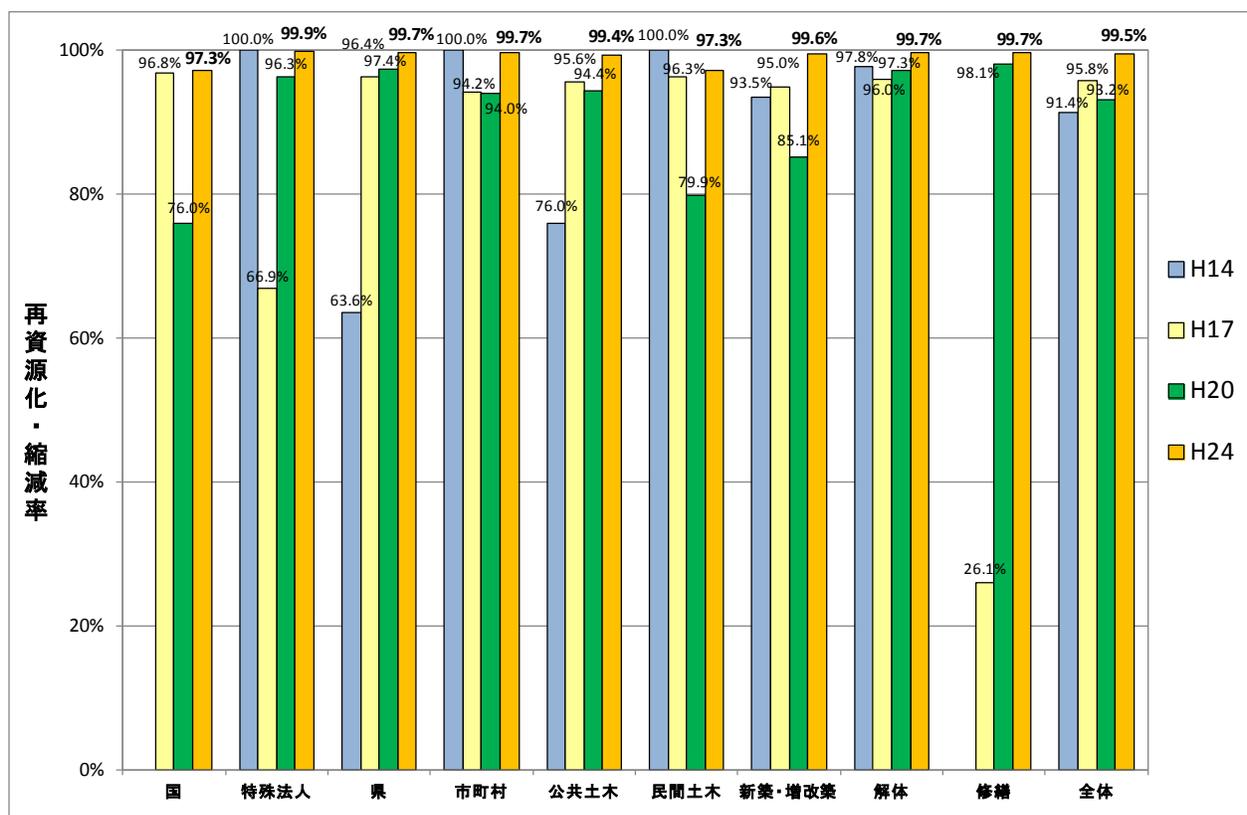


図2-9 発注区分別建設発生木材の再資源化・縮減率の推移

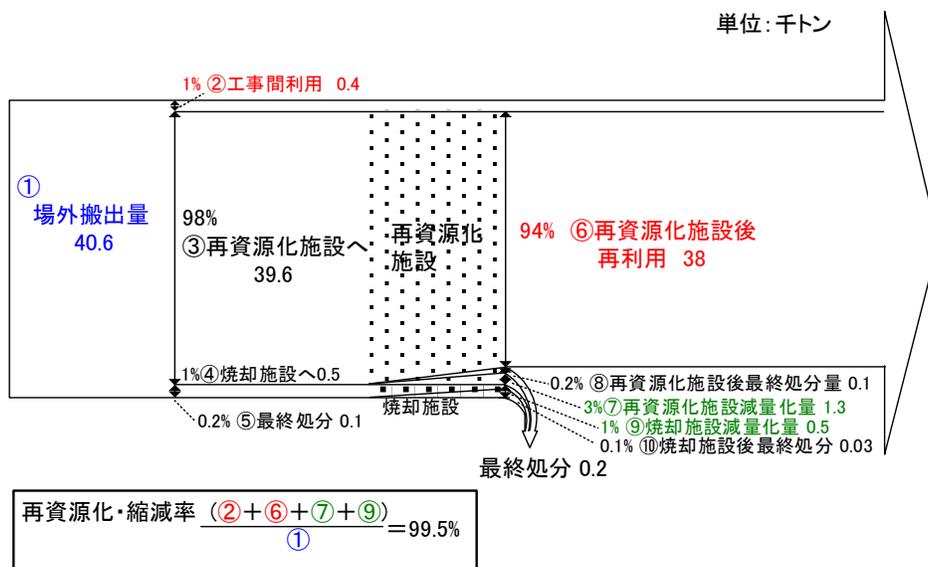


図 2 - 1 0 建設発生木材のリサイクルフロー（平成 2 4 年度）

③課題

建設発生木材の再資源化率及び再資源化・縮減率は十分に高い水準となっているが、今度もこの率が低下しないように、再資源化施設への搬出の徹底が必要である。

一方、再資源化施設へ搬出する場合は、その処理費に多額の経費を要することから、再資源化せずに再利用が可能な有価物と見なせる建設発生木材については、せり売りなどが可能か検討を進めていく必要がある。

(4) 建設汚泥について

①再資源化・縮減率の評価

建設副産物実態調査結果より、発注区分別の建設汚泥の再資源化・縮減率は、下記の表・図のとおりとなっている。

平成24年度の山梨県全体では、旧計画で定めた平成24年度目標値(93%)を達成していない。

表2-5 発注区分別建設汚泥の再資源化・縮減率

	発注区分				公共土木	民間土木	新築・増改築	解体	修繕	合計
	国	特殊法人	県	市町村						
H14	-	86.3%	86.0%	0.0%	67.3%	100.0%	-	-	-	70.1%
H17	-	38.0%	63.0%	37.4%	50.3%	38.0%	24.4%	40.5%	88.8%	44.6%
H20	99.9%	99.9%	85.5%	93.5%	91.8%	60.8%	93.7%	100.0%	-	90.7%
H24	96.7%	98.9%	80.3%	83.3%	91.2%	82.5%	89.4%	72.6%	71.7%	87.6%

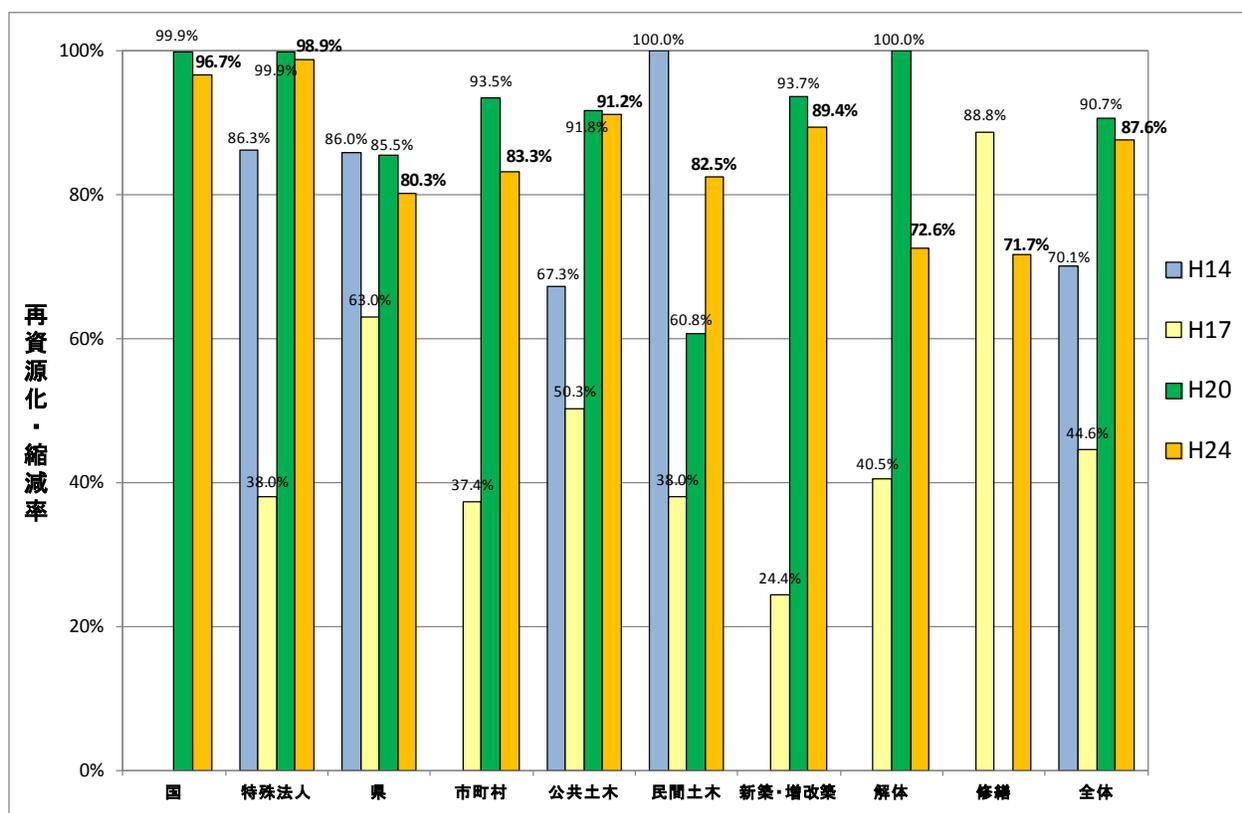


図2-11 発注区分別建設汚泥の再資源化・縮減率推移

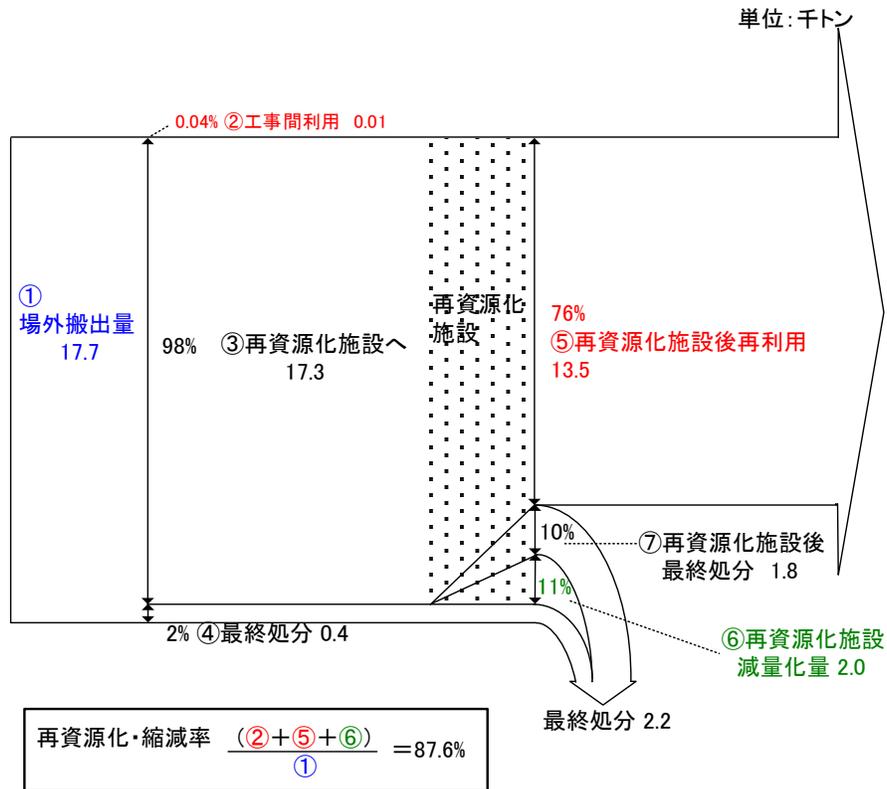


図 2-12 建設汚泥のリサイクルフロー（平成 24 年度）

②課題

建設汚泥を再生処理した建設汚泥処理土は、建設発生土と利用用途が競合するうえ、客観的性状が同様であるにも関わらず法的位置づけが異なることから、建設汚泥処理土を利用する工事は限られている。また、県内に再資源化が可能な施設が少なく、工事の施工場所によっては運搬コストが高くなる。これらの要因が建設汚泥のリサイクルに影響すると懸念される。

今後は、大規模工事及びその関連工事などにより大量の建設汚泥が発生する可能性があることから、建設汚泥の適正処理と、建設汚泥等の再生品の利用拡大を一層推進することが必要である。

(5) 建設混合廃棄物について

①排出量の評価

建設副産物実態調査結果より、発注区分別の建設混合廃棄物の排出量は、下記の表・図のとおりとなっている。

平成24年度の山梨県全体では、旧計画で定めた平成24年度目標値（平成20年度排出量比15%削減）を達成していない。

表2-6 発注区分別建設混合廃棄物の排出量（単位：千トン）

					公共土木	民間土木	新築・増改築	解体	修繕	合計
	国	特殊法人	県	市町村						
H17	0.23	0.01	0.31	0.29	0.83	1.14	3.90	6.09	0.08	12.04
H20	0.29	0.12	0.13	0.10	0.63	0.43	6.13	1.77	0.05	9.01
H24	0.21	0.22	0.44	0.46	1.33	1.21	4.29	2.25	0.64	9.72
H24/H20比	74%	190%	348%	457%	211%	284%	70%	127%	1180%	108%

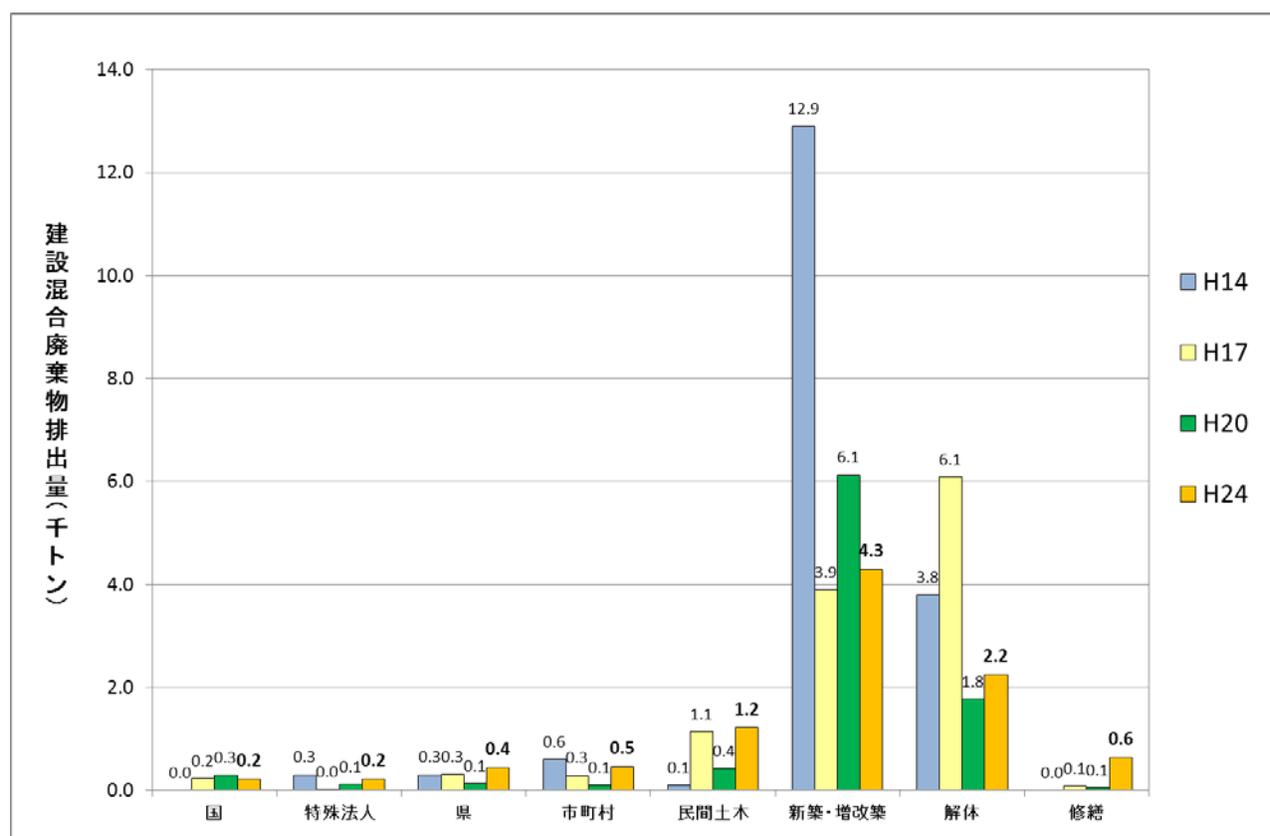


図2-13 発注区分別建設混合廃棄物の排出量推移

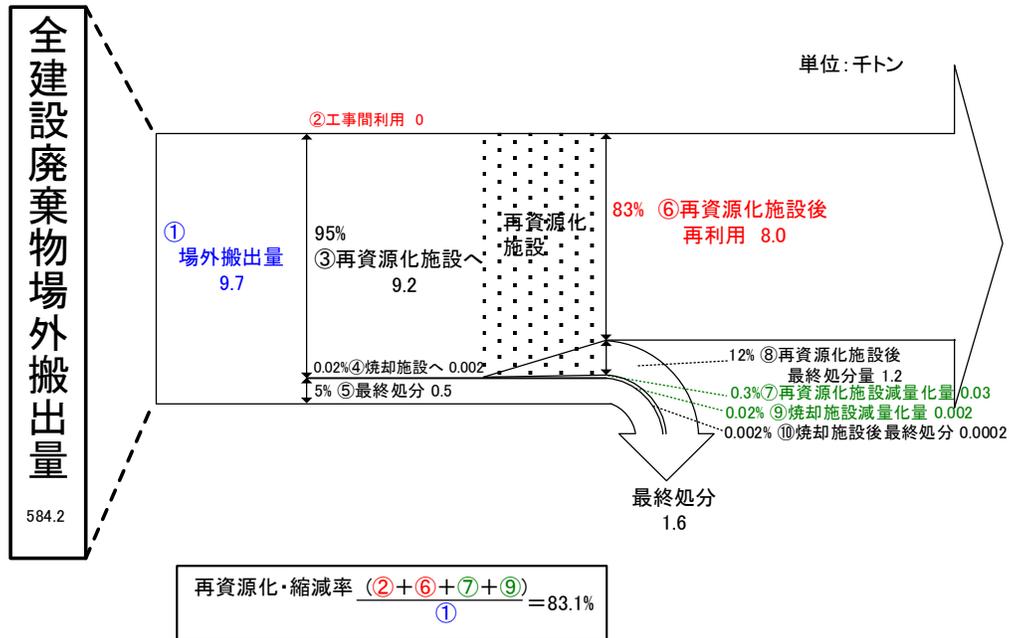


図 2 - 1 4 建設混合廃棄物のリサイクルフロー（平成 2 4 年度）

②課題

平成 2 4 年度の建設混合廃棄物の排出量は、平成 2 0 年度に比べて 8 % 増加している。とくに、民間土木工事、解体工事、修繕工事における排出量が増加している。

建設混合廃棄物の排出量は、社会情勢の変化に伴う建設工事量の増減に大きく影響されるが、この排出量を少なくするためには現場分別の徹底を一層進めていく必要がある。

一方、現場分別が徹底された後の混合物は、再資源化が困難な廃棄物になることも考えられる。

今後、建築物の老朽化や空き家対策による解体工事の増大が予想されることから、建設混合廃棄物の適正処理が喫緊の課題となっており、重点的な取り組みが必要である。

2 建設発生土

(1) 土砂の利用・搬出状況

建設発生土の発生量は、平成24年度で244.7万m³であり、そのうち公共土木工事が92%、建築工事が7%、民間土木工事が1%を占めている。

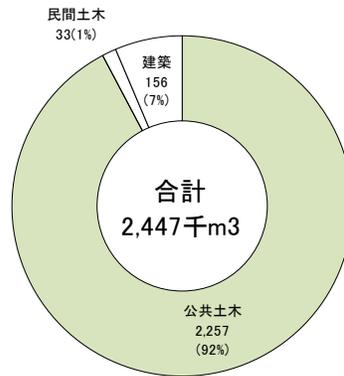


図2-15 工事区分別建設発生土発生量

土砂利用量（現場内利用を含む）は、平成24年度で150.2万m³であり、そのうち公共土木工事が93%を占めている。なお、有効利用率^{注6)}（平成24年度）は95.8%となっている。

注6) 有効利用率：土砂利用量のうち土質改良を含む建設発生土利用量／土砂利用量

一方、建設発生土の搬出量は、平成24年度で144.2万m³と土砂利用量とほぼ同程度となっている。そのうち公共土木工事が91%を占めている。

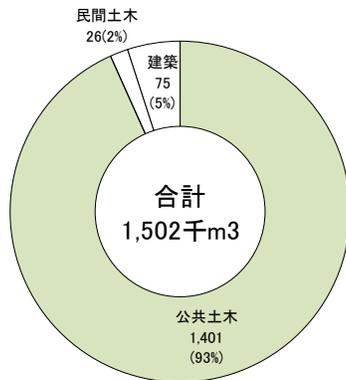


図2-16 工事区分別土砂利用量
(現場内利用を含む)

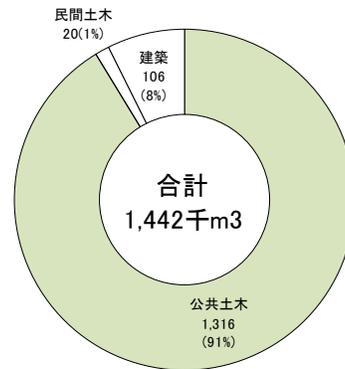


図2-17 工事区分別建設発生土搬出量

建設発生土については、発生・利用・搬出のいずれも、公共土木工事の占める割合が高いため、公共工事での取り組みが重要である。さらに、大規模工事及びその関連工事により大量の建設発生土が発生する可能性があり、今後、建設発生土の工事間利用の促進等を一層推進することが必要である。

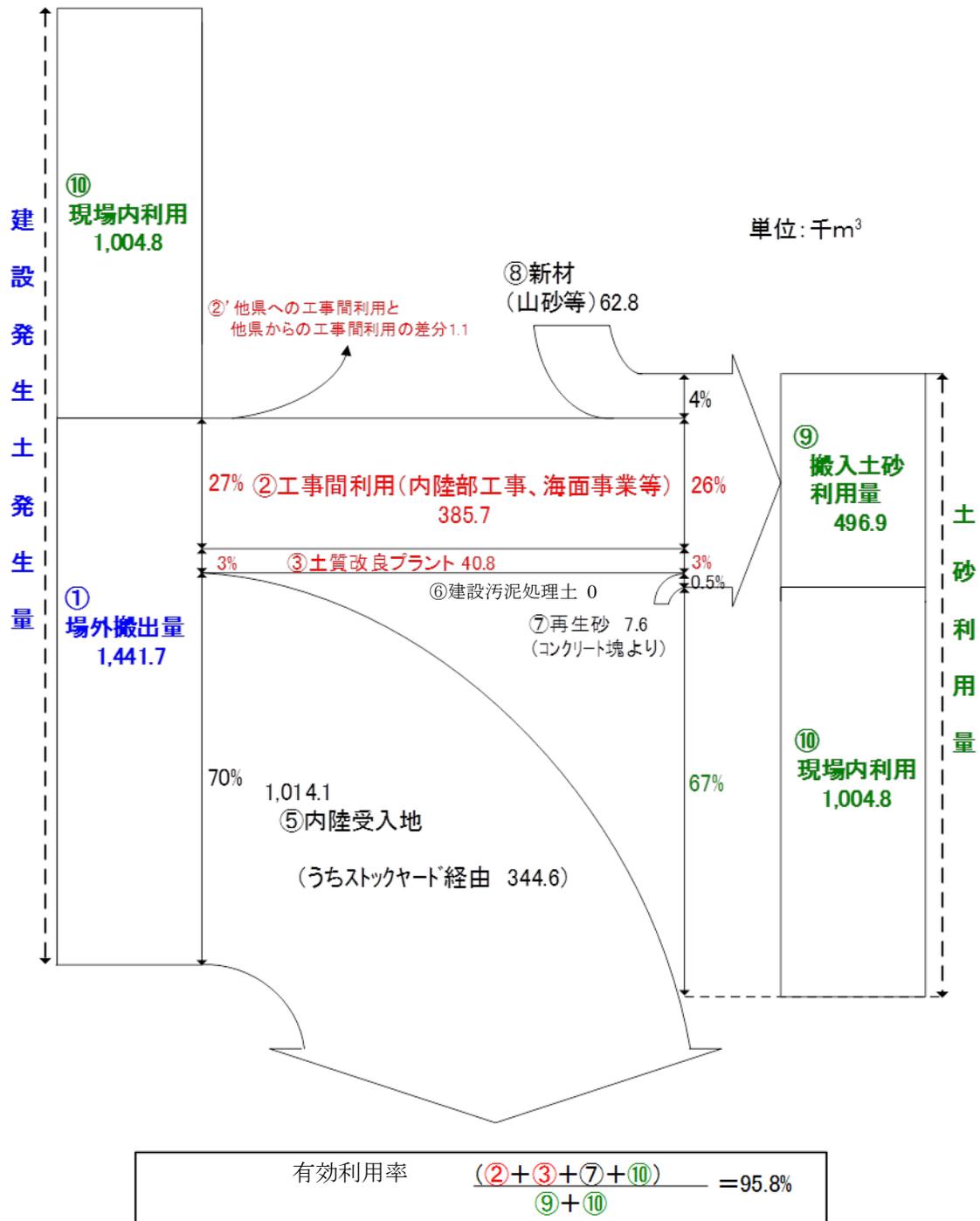


図 2 - 1 8 山梨県における建設発生土の搬出・利用状況

(2) 有効利用率の評価

建設副産物実態調査結果より、発注区分別の有効利用率は、平成24年度目標値(91%)を、公共土木工事では達成しているものの、民間土木工事や建築工事では達成していない。

表2-7 発注区分別 有効利用率

	発注区分				公共土木	民間土木	新築・増改築	解体	修繕	合計
	国	特殊法人	県	市町村						
H17	92.9%	95.6%	94.5%	83.0%	91.7%	59.8%	88.1%	2.9%	51.5%	90.7%
H20	96.5%	78.4%	96.8%	84.0%	92.9%	53.8%	85.1%	100.0%	82.6%	88.9%
H24	99.7%	86.4%	97.1%	94.6%	96.8%	81.9%	85.1%	66.5%	88.3%	95.8%

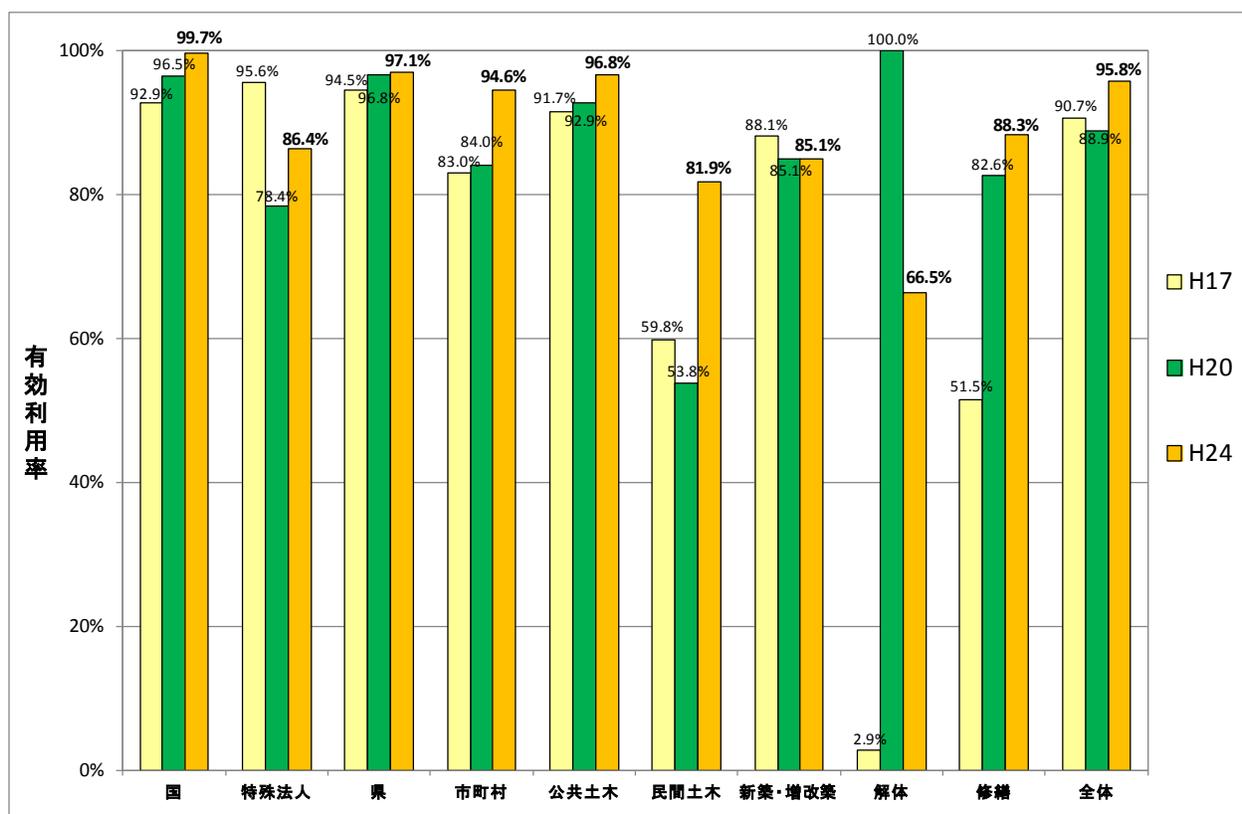


図2-19 発注区分別の有効利用率推移

(3) 課題

建設発生土が有効利用されない原因としては、建設発生土の工事間利用が、工事間での工期や土質条件の違い、ストック場所が近隣にないなどの理由により徹底されていないことが考えられる。また、山砂等の新材を利用する基準があることなどにより、新材が利用されている。

建設発生土の工事間利用は喫緊の課題であり、今後、重点的な取り組みが必要である。

3 目標設定

建設副産物実態調査結果より、建設廃棄物全体の再資源化・縮減率は99.0%と高い水準にあることから、更なる建設リサイクルの推進にあたっては、これまでどおり「リサイクル原則化ルール」を前提とした上で、費用対効果にも配慮しながら取り組むべきである。

個別品目毎に見ていくと、アスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊の再資源化率は99.9%、建設発生木材の再資源化率は95.1%、再資源化・縮減率は99.5%と、十分に高い水準にある。

一方で、建設汚泥の再資源化・縮減率は87.6%、建設混合廃棄物の平成24年度排出量は平成20年度に比べて8%増加と、それぞれ平成24年度目標が達成されず、その推進が不十分であった。

今後は、高い水準の再資源化・縮減率を達成している品目については、引き続きその維持を図ることが必要である。

さらに、目標未達成の建設汚泥や建設混合廃棄物については、更なる向上を推進していくことが必要である。

また、従来指標のうち、建設混合廃棄物については、現場分別の徹底により、その発生抑制を図ることが効果的であるため、排出量という絶対値指標による進捗管理を行っている。しかし、排出量は社会情勢の変化に伴う建設工事量そのものの増減に大きく影響を受けてしまう指標であるため、建設混合廃棄物の現場分別の徹底が促進され、かつ工事量変動の影響を受けない指標へ切り換える。

あわせて、建設発生土については、これまでの土砂利用量に対する有効利用量の割合の指標から、建設発生土の発生抑制、現場外への搬出抑制、建設工事間での更なる有効利用の促進が図られる指標へ切り換える。

以上を踏まえ、リサイクル品目毎の目標は、次のとおり設定する。

なお、国土交通省が実施する建設副産物実態調査により実績値を算出するため、目標値は国の計画と同様に平成30年度の値とする。また、本計画の計画期間は平成32年度までであることから、平成31年度及び平成32年度は、平成30年度の水準を維持できるよう取り組んでいくこととする。

○アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊とも再資源化率は平成24年度目標値に対して、実績値99%以上と高い率であることから、引き続きこの水準を維持するように、平成30年度の目標値は旧計画と同様とする。

【再資源化率 平成30年度目標値：99%以上】

○建設発生木材

再資源化・縮減率は平成24年度目標値95%に対して、実績値99.5%と高い率であることから、引き続きこの水準を維持するように、平成30年度の目標値を設定する。

なお、再資源化率については、建設発生木材の排出形態は様々であり、その形態によっては再資源化そのものが困難な場合があることから、今後の数値目標としては、最終処分量を抑制するための指標である再資源化・縮減率で一元的にみる。

【再資源化・縮減率 平成30年度目標値：99%以上】

○建設汚泥

再資源化・縮減率は平成24年度目標値93%に対して、実績値87.6%と目標を達成できなかったことから、これまでの目標値を引き続き設定する。

【再資源化・縮減率 平成30年度目標値：93%以上】

○建設混合廃棄物

指標を排出量から建設混合廃棄物排出率（全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合）に改めるとともに、建設工事における現場分別の徹底により、建設混合廃棄物としての排出が抑制されるよう、その割合を低下させる方向で目標設定する。また、再資源化施設における建設混合廃棄物自体の再資源化・縮減の向上を図る観点から、再資源化・縮減率についても目標設定する。

【建設混合廃棄物排出率 平成30年度目標値：1.5%以下】

（参考）建設混合廃棄物排出率の実績値（山梨県）

平成17年度1.8%、平成20年度1.6%、平成24年度1.7%

【再資源化・縮減率 平成30年度目標値：85%以上】

（参考）再資源化・縮減率の実績値（山梨県）

平成17年度34.6%、平成20年度55.8%、平成24年度83.1%

○建設廃棄物全体

再資源化・縮減率は平成24年度目標値98%以上に対して、実績値99.0%と高い率であることから、引き続きこの水準を維持するように、平成30年度の目標値を設定する。

【再資源化・縮減率 平成30年度目標値：99%以上】

○建設発生土

建設発生土の発生抑制、現場外への搬出抑制、建設工事間での更なる有効利用を促進するため、これまでの有効利用率^{注7)}から建設発生土有効利用率^{注8)}の指標に変更し、目標設定する。

内陸受入地の約1/3は採石場跡地復旧や農地利用等が含まれているとみなして算出した平成24年度建設発生土有効利用率を踏まえ、今後の更なる利用促進に向けて、平成30年度の目標を国の計画と同様に設定する。

注7) 有効利用率：土砂利用量に対する現場内利用および工事間利用等による建設工事での有効利用量の割合

注8) 建設発生土有効利用率：建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地利用等を加えた有効利用量の割合

【建設発生土有効利用率 平成30年度目標値：80%以上】

（参考）建設発生土有効利用率（山梨県）

平成24年度72.6%

算出式=A/B

A=(場外搬出量のうち)工事間利用量+現場内利用量+適正に内陸受入地に搬出された土量

B=建設発生土発生量(場外搬出量+現場内利用)

※適正に内陸受入地に搬出された土量を1/3と想定した場合

表3 本計画の目標値

対象品目	指標	平成24年度 目標	平成24年度 (実績)	平成30年度 目標
アスファルト・コンクリート塊 コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.9%	99%以上
	再資源化率	99%以上	99.9%	99%以上
建設発生木材 建設汚泥	再資源化・縮減率	95%以上	99.5%	99%以上
	再資源化・縮減率	93%以上	87.6%	93%以上
建設混合廃棄物	排出量(旧指標)	H20比排出量-15%	+7.8%	-
	排出率	-	1.7%	1.5%以下
	再資源化・縮減率	-	83.1%	85%以上
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	98%以上	99.0%	99%以上
建設発生土	有効利用率(旧指標)	91%以上	95.8%	-
	建設発生土有効利用率	-	-	80%以上

※目標値の定義は次のとおり

＜再資源化率＞

- ・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合

＜再資源化・縮減率＞

- ・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合

＜排出率＞

- ・全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

＜有効利用率＞

- ・土砂利用量に対する現場内利用および工事間利用等による建設工事での有効利用量の割合

＜建設発生土有効利用率＞

- ・建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地利用等を加えた有効利用量の合計の割合

第3章 山梨県における重点施策

平成24年度目標達成状況や建設リサイクル推進計画2015（関東地域版）を踏まえ、次の施策を重点的に実施する。

1 建設発生土の利用促進

山梨県では、民間土木工事等における建設発生土の有効利用が低いこと、また、大規模工事等により大量の建設発生土が発生する可能性があることから、建設発生土の工事間利用の取り組みを一層強化する必要がある。

また、建設発生土の場外搬出量が搬入土砂利用量の2倍以上となっており、工事間利用できない建設発生土については、内陸受入地等へ搬出している。今後、建設発生土の搬出量がさらに増加することが想定されることから、工事間利用できない建設発生土の一層の処理促進が求められている。

このため、重点的な取り組みとして、次の施策を実施する。

主な取り組み
建設発生土に関する情報交換の徹底を図る ①年2回の公共工事土量調査等を着実に実施 ②山梨県建設副産物対策委員会等での情報共有及び利用調整
メーリングリスト等を用いた最新の建設発生土情報の提供を行なう
建設発生土の更なる有効利用を図るため、官民一体となった発生土の相互有効利用のマッチングを強化するために国土交通省が構築したシステムの周知、普及及び活用を促進する
「公共工事建設発生土処分地の指定基準」の適宜見直しを行ない、建設事務所毎に残土受入地を確保する

2 建設汚泥の利用拡大

山梨県では建設汚泥処理施設が少ない状況であるが、今後、大規模工事及びその関連工事により大量の建設発生土や建設汚泥が発生する可能性があり、建設汚泥の適正処理を行うとともに、建設汚泥等の再生品の利用拡大が必要である。

このため、重点的な取り組みとして、次の施策を実施する。

主な取り組み
建設汚泥は、建設発生土とあわせて山梨県建設副産物対策委員会等で情報共有及び利用調整を行い、有効利用を図る
既存の「建設汚泥利用マニュアル（関東版）」の周知、普及及び活用を促進する
公共工事におけるグリーン購入法調達方針に基づく建設汚泥処理土の調達を推進する
建設汚泥の再生利用認定制度等を活用し、建設汚泥処理土の再生利用を拡大する

3 建設発生木材の利用促進

建設発生木材については、従来からマテリアルリサイクル^{注9)}を優先しているものの、再利用や再生利用が困難な木材の一部は、焼却施設にて単純焼却処理されているものがあり、その部分については、資源やエネルギーとして有効活用することにより、地球温暖化対策にも資することが可能と考えられる。

これらの課題の解決のため、重点的な取り組みとして、次の施策を実施する。

注9) マテリアルリサイクル：原料として再利用すること。

主な取り組み
再利用が可能な有価物と見なせる建設発生木材については、せり売りなどが可能か検討を進めていく
単純焼却処理されているものについては、関係部局と連携して、バイオマス発電施設などへの供給が可能か検討し、エネルギーの有効利用を図る

4 建設混合廃棄物の再資源化・縮減の促進

現場から搬出される建設廃棄物には、現場での分別が十分に行われず建設混合廃棄物として搬出されているものや、直接最終処分場に搬出されているものが一部見受けられる。

また、再資源化施設に搬出する場合においても、個々の施設毎の再資源化・縮減能力が十分でない施設に搬出されていることもあることから、民間も含めた事業者は優良な施設へ搬出を図ることで、更なる再資源化・縮減の向上を図る必要がある。

今後、建築物の老朽化に伴う解体の他、空き家対策などの取り組みにより工事量の増大が予想されるため、次の取り組みを関係部局で実施する必要がある。

主な取り組み
建設混合廃棄物の排出削減を促進するため、民間も含めた受発注者に対して分別可能な混入物の現場分別ならびに個別品目としての施設への搬出の徹底を要請し、取り組みを推進する

第4章 重点施策以外に取り組むべき施策

従来から、建設リサイクルに係る各種施策が総合的に実施された結果、建設副産物の再資源化・縮減率等は着実に進展した。しかし、これらの取り組みの中には中長期的に推進していくべきものなどもあり、今後、更なる建設リサイクルを推進していくため、重点施策のほかに下記の取り組みについて実施していくことが重要である。

1 情報管理と物流管理

建設副産物を再資源化することが技術的には可能であっても、その引取相手（製品の最終需要、製品化施設、再資源化施設）が無ければ結局は廃棄物となってしまう。また、再資源化されたものがその後実際にどのような形で利用されているのか、あるいは不適正な処理がなされているのか等、十分に実態が把握されていない。

これらの課題の解決のため、次の施策を実施する。

- | |
|----------------------|
| ・建設発生土情報交換システムの利用促進 |
| ・建設副産物情報交換システムの活用の検討 |

2 関係者の連携強化

建設リサイクルの取り組みについては、発注者、資材製造者、設計者、施工者、廃棄物処理業者など関係者が非常に多岐にわたっており、さらに、他産業との間でも再資源化製品のやりとりがなされている。しかしながら、これまでこれらの関係者の間で情報交換や意思の疎通が十分に行われてきたとは必ずしも言い難い。よって、各事業者の役割分担を明確にし、連携を強化していくことが必要である。

これらの課題の解決のため、以下の取り組みを実施する。

- | |
|---|
| ・「建設副産物処理基準」、「再生資材利用基準」の徹底 |
| ・山梨県建設副産物対策委員会の活性化 |
| ・再生砕石製造業者や再生アスファルト合材製造業者などの再生資材業者との意見交換会の開催 |
| ・県土整備部などの公共工事発注部局と環境部局（森林環境部）との連携強化 |

3 理解と参画の推進

建設リサイクルの取り組みは、社会資本整備を通じて県民生活を支える一方で、不適切な取り組みは生活環境等に深刻な影響を与えることになる。このため、建設リサイクルの推進にあたっては、取り組み状況の把握に努めるとともに、広く県民の理解と参画を求めることが重要である。

特に、適切な分別解体等、再資源化及び適正処理を実施するためには、応分の費用負担が必要となる。これらについては必ずしも生産的な内容でなく、関係者の中には、なるべくコストをかけたくないとの考えから、処理内容等にこだわらないとする風潮が一部に認められる。

また、建設現場で実際に作業を行う者は、建設リサイクルについて教育を受ける機会が必ずしも十分に与えられていない場合もある。

これらの課題の解決のため、次の施策を実施する。

・ 3 R 推進功労者等表彰の推進、リサイクルモデル工事の推進、工事現場等の公開・見学会の開催
・ 県ホームページへの建設リサイクル情報の掲載による積極的な情報発信
・ 建設リサイクル P R 用ポスター等での啓発及び講習会開催
・ 契約時における分別解体、再資源化、適正処理等の内容及び費用の内訳の明示
・ 建設リサイクルの実態を把握するため、全国調査を実施しない中間年度も含めて公共工事については、建設副産物実態調査を毎年度実施

4 建設リサイクル市場の育成

健全なリサイクル市場を育成していくため、建設リサイクル市場に参加する企業にはリサイクルに資する技術とともに、高い資質を有していることが求められる。

これらの課題の解決のため、次の施策を実施する。

・ 総合評価落札方式等の入札契約方式の活用
・ 環境にやさしい資材や工法、技術の普及促進への取り組みの推進

5 技術開発等の推進

建設リサイクルの推進において、リサイクルの質を向上させるための技術がより一層重要となってきた。例えば再資源化にあたって、CO₂の排出を抑制するなど地球温暖化対策との調和を図るための技術は積極的に開発すべきである。また、建設副産物が有する潜在的な資源価値を低コストで最大限再生利用するための技術開発や、それを誘導するための需要の拡大についても積極的に促進すべきである。

これらの課題の解決のため、次の施策を実施する。

・ 3 R 推進功労者等表彰の推進、リサイクルモデル工事の推進、工事現場等の公開・見学会の開催【再掲】
・ N E T I S 等の活用による分別技術、再資源化技術などの積極的活用

6 建設副産物の発生抑制

発生抑制のためには、長く使い続けることが重要な対策となることから、社会資本などの長寿命化に加え、建築物等の機能劣化に対応した既存ストックの有効活用を推進することが必要である。特に、事業の計画・設計段階での対応が効果的であり、民間も含めた発注者や設計者による徹底を図ることが重要である。

また、住宅・建築物や社会資本の老朽化に伴う解体工事や維持管理工事、更新工事の増大による建設副産物の発生量増加の影響を小さくするため、工事前段階で発生抑制を十分に検討することが重要である。

これらの課題の解決のため、重点的な取り組みとして、今後は民間も含めた受発注者により、以下の施策を実施する。

・公共土木施設の長寿命化計画策定の推進とそれに基づく予防保全の実施等による建築物の延命化等、戦略的維持管理の実施
・官庁施設について、適正な維持保全を図ると共に、既存建築物の構造躯体などを再利用することで廃棄物の発生抑制等を促進するリノベーション事業を実施
・「山梨県建設リサイクルガイドライン」の遵守
・「建設副産物発生抑制事例集」の活用
・設計時、施工時における発生抑制に資する工法等の積極的採用
・「長期優良住宅認定制度」の周知

7 現場分別

分別解体や現場分別については、意識の低さから取り組みが十分でない場合や、非飛散性アスベスト含有建材やCCA（クロム、銅及びヒ素化合物系木材防腐剤）処理木材、廃石膏ボード等の建設副産物の再資源化に支障をきたす建設資材の現場分別が徹底されていない場合がある。

また、都市部の新築・増改築工事などでは分別スペースが十分に確保できない場合があるといった物理的な課題がある一方で、現場分別を徹底すればするほど廃棄物が小口化・多品目化され、廃棄物の収集・運搬が非効率になるという課題がある。

さらに、施工者と再資源化業者の間で情報共有する仕組みが整っていないことから、施工者の現場分別の結果が中間処理業者の受入基準に合わず、現場分別したものであっても最終処分されてしまう場合がある。あるいは、分別を建設現場で徹底するよりも、中間処理業者による分別の方が効率的な場合もある。

これらの課題の解決のため、次の施策を実施する。

・国が作成する現場分別マニュアル、現場分別基準の普及、活用
・解体工事事業者及び適正な分別解体方法等の情報提供
・解体工事事業者への分別解体技術の普及・教育、指導の推進
・適正な分別解体の実施を確保するための現場巡回等の充実
・契約時における分別解体、再資源化、適正処理等の内容及び適正な費用負担に関する情報提供、啓発【再掲】

8 再資源化・縮減

各品目の再資源化・縮減を促進していくためには、それぞれの課題を踏まえた対策を実施する必要がある。

アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊については、これらより再資源化される再生砕石の需給バランスが将来崩れる可能性があり、再生骨材等への利用拡大を検討する必要がある。

また、解体系の廃石膏ボードについては県内でのリサイクル体制が確立されていない上に、最終処分する場合には、コストのかかる管理型処分場での処理が義務づけられている。分別解体等の結果残される建設混合廃棄物は、中間処理業者でどのように分別され、再資源化施設あるいは最終処分場へ搬出されているか、統計的に整理されていない。したがって、廃石膏ボードや廃塩化ビニル管、ガラスくず等の建設廃棄物については、再資源化の実態がマクロ的に分析できていない。

これらの課題の解決のため、次の施策を実施する。

・アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊の利用拡大の検討
・廃石膏ボードのリサイクルの推進
・建設副産物実態調査による実態の把握【再掲】

9 適正処理

不法投棄をはじめとする建設廃棄物の不適正処理を防ぐためには、不適正処理が起こる要因を可能な限り排除していくことが必要である。

また、非飛散性石綿含有建材やC C A処理木材、P C B廃棄物等については、他の建設廃棄物の再資源化の支障とならないよう、適切な処理を行うことが必要である。

自然由来の重金属等を含む土砂等については、浄化等処理後の土砂の利用も含め、適正な取り扱いを事業者に促すことが必要である。

これらの課題の解決のため、次の施策を実施する。

・建設業者による不法投棄、不適正処理を抑制するため、指導・監督を徹底
・非飛散性石綿含有建材やC C A処理木材、P C B廃棄物等の適正処理の周知・徹底
・適正処理の実施を確保するための現場巡回等の充実【再掲】

10 再使用・再生資材利用

産業廃棄物を原材料とする再生資材の利用促進にあたっては、環境安全性等の品質に対する信頼性の確保や、廃棄時の再リサイクル性についての確認が重要である。仮に、再生資材が新材に比べて品質が劣っていても、利用用途に応じて活用が可能であれば、適材適所で利用を促進すべきである。

さらに、これまで建設資材等の再使用の概念が希薄であったため、建設資材等の再使用の可能性についても実態が把握されていない。

これらの課題の解決のため、次の施策を実施する。

・建設廃棄物の再使用の推進
・再生砕石、再生アスファルト合材などの再生資材利用の推進
・「山梨県溶融スラグ有効利用ガイドライン」に指定された製品の活用推進
・建設副産物実態調査の実施による再使用の実態把握【再掲】

以上